

令和 2 年 5 月 1 日

保護者 各位

太子町生活福祉部社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する 1 号の
臨時休業期間の延長について（お知らせとお願い）

平素より本町の教育・保育行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、各園を通じて、本町からの登園自粛要請などにご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本町の新型コロナウイルス感染症対策の現状ですが、4 月 30 日に本部会議を開催し、この会議の中で、1 号認定（教育認定）部分の休園期間の延長が決定しました。

つきましては、各園に対し、下記のとおり要請したことをお知らせします。

また、2 号・3 号認定（保育認定）部分のお子様の保護者の皆様にも、引き続き、家庭での保育が可能な日の登園の自粛を要請いたします。皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 1 号認定のお子様について

4 月 22 日（水）から 5 月 6 日（水）までとしている 1 号認定部分の休園を、5 月 31 日（日）まで延長します。

家庭での見守りができない等、必要やむを得ない事情がある場合には預かり保育を行いますので、各園にお申し出ください。

国の緊急事態宣言の延長等、状況の変化に伴い、変更となる可能性があります。

2. 2 号・3 号認定のお子様について

ご家庭での保育が可能な日は、感染拡大防止の観点から、引き続き登園を控えてくださいますようお願いいたします。

感染防止等のため、利用を自粛された場合には、利用者負担額を日割りで計算し、精算いたします。自粛される場合には、その旨施設に申し出てください。

利用を自粛された場合であっても、各施設においては、電話での育児・健康相談等を実施し、在宅での保育の支援を行います。